

資料 3

社会保障審議会 介護保険部会（第116回）	資料 5
令和 6 年12月23日	

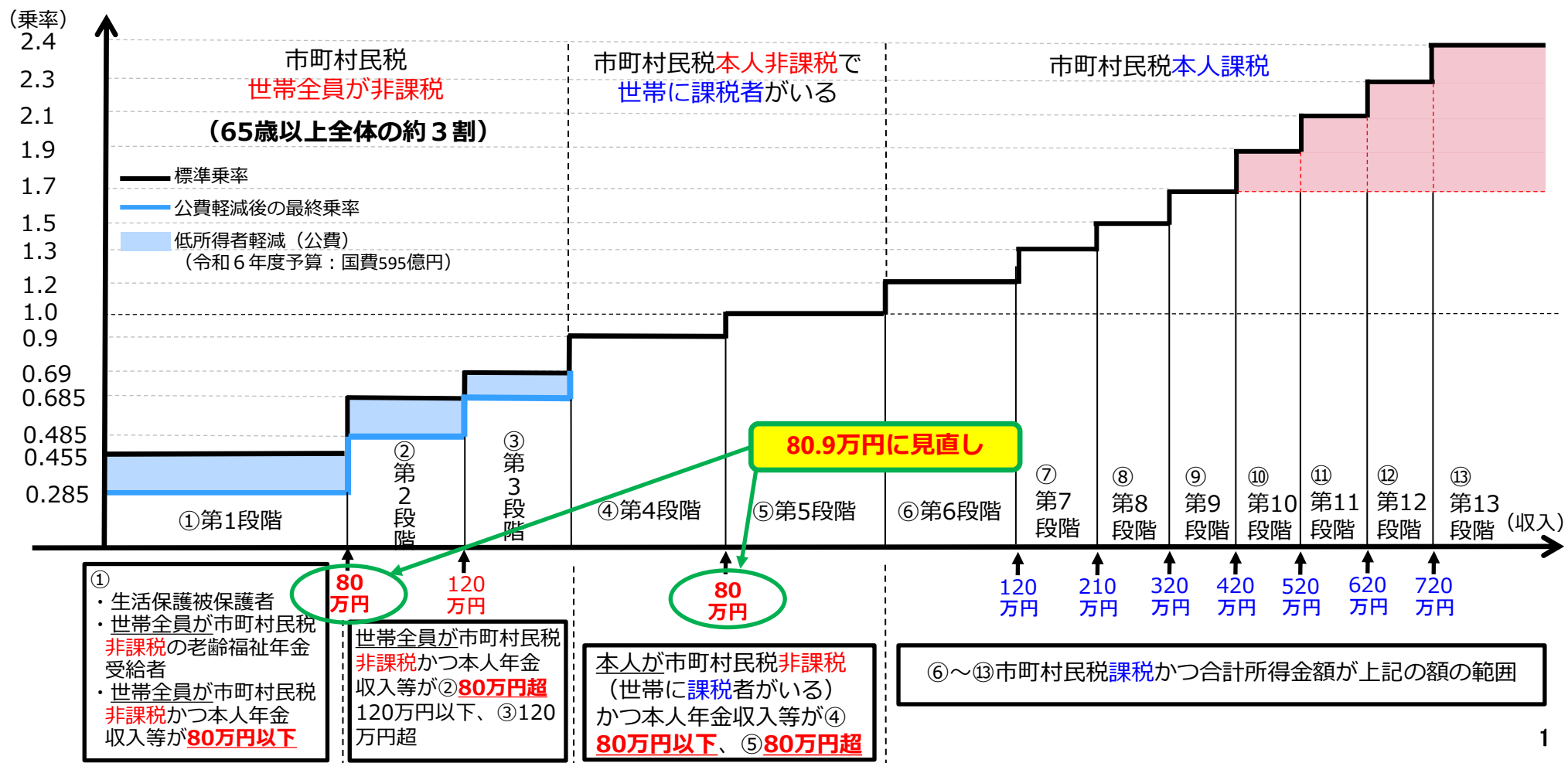
介護保険料等における基準額の調整について

厚生労働省 老健局 介護保険計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

介護保険料等における基準額の調整について

- 介護保険料の算定において、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として、**年金収入等80万円**を基準として設定している。
（第1、第2、第4、第5段階） ※ 基準設定時（平成17年度）の老齢基礎年金（満額）の支給額：794,500円/年
- 今般、令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が809,000円となり、80万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、**年金収入等809,000円を基準にすることとする**。（令和7年4月施行予定）
- ※ 高額介護（予防）サービス費、補足給付における年金収入等80万円の基準についても、同様に措置（令和7年8月施行予定）



【令和7年4月から】
第1・2段階、第4・5段階を区分する基準となる金額が、「80万円」から「80万9千円」に変わりました。

●65歳以上の人の介護保険料(令和6～8年度)
寒川町基準額は、第5段階の62,400円(年額)です。(月額5,200円)

段 階	対 象 者		保 険 料 率	年 額 (円)
第1段階	世帯	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者または市町村民税非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入にかかる所得を除く)の合計額が80万円80万9千円以下の人	基準額 × 0.4550	28,390
			(基準額 × 0.285)	(17,780)
第2段階		市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入にかかる所得を除く)の合計額が80万円80万9千円を超えて120万以下の人	基準額 × 0.6850	42,740
第3段階	非課税	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入にかかる所得を除く)の合計額が120万円を超える人	(基準額 × 0.485)	(30,260)
			基準額 × 0.6900	43,050
第4段階	世帯	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入にかかる所得を除く)の合計額が120万円を超える人	(基準額 × 0.685)	(42,740)
第5段階 (基準額)			基準額 × 0.90	56,160
第6段階	世帯	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入にかかる所得を除く)の合計額が80万円80万9千円以下の人	基準額 × 1.00	62,400
第7段階		市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入にかかる所得を除く)の合計額が80万円80万9千円を超える人	基準額 × 1.20	74,880
第8段階	本人	市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.30	81,120
第9段階		市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.50	93,600
第10段階		市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.70	106,080
第11段階		市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.90	118,560
第12段階		市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 × 2.10	131,040
第13段階		市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 × 2.30	143,520
第14段階		市町村民税本人課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.40	149,760